

別紙

諮問第1048号

答 申

1 審査会の結論

「秘書の公務員の宣誓書一切」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「秘書の公務員の宣誓書一切。」の開示を求める請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成28年9月9日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

東京都職員となった者は服務の宣誓を行ったはずである。

非開示決定等は憲法違反であり、知事の公正な政治活動への知事の公印を悪用した都庁改革の妨害である。

都庁職員採用時に宣誓した重要な使命を放棄し、公務をおろそかにしている。

特に秘書課員が会議の議事、記録等を取らないということは、知事、副知事の公務記録は保存できないのであり、かつ、秘書としての公務がずさんになるのである。

非開示決定について、憲法の知る権利と行政刷新のため責任者を処分し、配置換えの上、早急に是正されたい。

地元の〇〇では、新任職員が宣誓書の全文を手書きして氏名を明示して開示している。

公務員の宣誓書は個人情報とは明らかにあり得ない。この不当な非開示が日常化すると、公務員の職権濫用が蔓延する。

また、宣誓書を紛失等した場合には、公務をしてはならない。再度宣誓し、常に公務員として全体の奉仕者であるべきだ。

公開は、該当する公務員の訴追に必要な氏名等の情報である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

(1) 存在する文書の非開示理由

宣誓書に記載された「サービスの宣誓をした年月日」及び宣誓を行った者の「サービスの宣誓をした当時の氏名」並びに「印影」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し、非開示となる。

さらに、宣誓書のうち上記「年月日」、「氏名」及び「印影」を除いた宣誓文については、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年東京都条例第15号。以下「サービス宣誓条例」という。）により様式として定められており、閲覧が可能であるので、宣誓文のみを開示しても公表情報だけとなり、本件開示請求の趣旨を満たすものではないため、条例8条1項の一部開示をすべき場合に該当しないものとして、全部非開示とした。

なお、本件の非開示情報は条例7条2号各ただし書にも該当しない旨、下記のとおり申し添える。

ア 条例7条2号ただし書イの該当性について

地方公務員たる職員は、サービスの宣誓をしなければならないこととされているが、サービス宣誓条例上、宣誓の義務があることをもって、サービスの宣誓という本人の意思を表明した自署による文書そのものが法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとは言えず、その性質上、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとも言うことはできない。

また、開示請求時点においてその氏名が慣行として公にされていると認められる職員といえども、サービスの宣誓をした年月日及び宣誓当時の氏名といった職員に採用

された時点における個人に関する情報までもが慣行として公にされているものと認められないので、条例7条2号ただし書イには該当しない。

イ 条例7条2号ただし書ロの該当性について

宣誓書は、その内容及び性質から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが認められる情報には当たらないので、条例7条2号ただし書ロには該当しない。

ウ 条例7条2号ただし書ハの該当性について

宣誓書の内容は、職務の遂行に係る情報を含むものではなく、服務宣誓条例2条において、「新たに職員となった者は、任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。」と規定されているとおり、職員のサービスの宣誓については、職員の職務の遂行に係る情報とは言えないので、条例7条2号ただし書ハに該当しない。

(2) 不存在の文書について

実施機関において保管が確認できなかった宣誓書については、新規採用時配属局で保管されている可能性を考え、対象となる職員の新規採用時配属局において対象文書を検索したところ、一部の文書が存在しないことを確認したため、存在しない文書については、非開示の決定を行った。

加えて、審査請求書を収受した後、改めて、対象者の新規採用時配属局に対して確認作業を実施したが、対象者27名のうち、6名については、文書の存在及びその廃棄の手続が確認できなかった。

なお、確認作業については、任命権者を超えた異動を行っている職員も含めた全対象者分について、宣誓書が保管されていると考えられる新規採用時配属局に対して実施した。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月 2日	諮問
平成30年 7月25日	新規概要説明（第191回第一部会）
平成30年 9月26日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 9月27日	審議（第192回第一部会）
平成30年10月29日	審議（第193回第一部会）
平成30年11月21日	審議（第194回第一部会）
平成30年12月18日	審議（第195回第一部会）
平成31年 1月28日	審議（第196回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 職員のサービスの宣誓について

東京都における職員のサービスの宣誓については、服務宣誓条例2条において「新たに職員となった者は、任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない」と規定されている。

そして、公営企業職員、教育公務員、警察職員及び消防職員を除くその他の職員の宣誓書の様式は、服務宣誓条例の別記様式一において、「宣誓書」、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行す

ることを固く誓います。」、「年月日」、「氏名」及び「印」（以下「様式部分1」という。）と規定され、また、公営企業職員の宣誓書の様式は、服務宣誓条例の別記様式二において、「宣誓書」、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、地方公営企業を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、公共の福祉を増進することを念とし、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。」、「年月日」、「氏名」及び「印」（以下「様式部分2」という。）と規定されている。（以下「様式部分1」と「様式部分2」を合わせて「様式部分」という。）

また、職員が署名した後の服務宣誓書は、職員の人事記録に関する規則（昭和36年人事委員会規則第5号。以下「人事記録規則」という。）3条において人事記録である旨が定められており、さらに同規則6条において「人事記録は、職員の離職後十年間保管しなければならない。」と規定されている。

イ 本件請求文書及び本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「秘書の公務員の宣誓書一切。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。実施機関は、本件開示請求に対して、「秘書の公務員の宣誓書一切。」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、本件対象公文書に記載された宣誓の年月日、宣誓を行った者の氏名及び印影（以下「本件非開示情報」という。）は条例7条2号に該当し、さらに、宣誓書の様式部分については、開示しても公表情報だけとなり、本件開示請求の趣旨を満たすものではないとして、非開示とする決定を行った。

また、本件請求文書のうち、存在しないものについては、不存在を理由として非開示とする決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にす

ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例8条1項は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定している。

エ 本件対象公文書の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報の条例7条2号該当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書は、様式部分が印刷されたものに、自書による宣誓の年月日、宣誓を行った者の署名及び印影が認められ、全体として宣誓を行った職員個人に関する情報であり、条例7条2号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。

まず、職員のサービスの宣誓は、当該職員の職務の遂行に該当するものとは認められないため、同号ただし書ハに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

また、宣誓書そのものが法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、宣誓書に記載された宣誓を行った者の署名及び捺印も職務遂行上の記名及び押印ではないことから、宣誓の年月日と合わせて、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められない。

したがって本件対象公文書に記載された本件非開示情報は、法令の規定により

又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。

(イ) 一部開示の可否について

続いて、本件非開示情報を除く様式部分の一部開示の可否について検討する。

実施機関は、「宣誓書のうち「年月日」、「氏名」及び「印影」を除いた宣誓文については、服務宣誓条例により様式として定められており、閲覧が可能であるので、宣誓文のみを開示しても公表情報だけとなり、本件開示請求の趣旨を満たすものではないため、条例8条1項の一部開示をすべき場合に該当しないものとして、全部非開示とした。」旨主張している。

一方、審査請求人は、審査請求書において「東京都職員となった者はサービスの宣誓を行ったはずである。…都庁職員採用時に宣誓した重要な使命を放棄し、公務をおろそかにしている。…公開は、担当する公務員の訴追に必要な氏名等の情報である。」といった主張をしており、本件開示請求の趣旨としては、警備担当職員のサービスの宣誓が適正に行われているかを確認することであると認められる。

そこで、審査会が、本件対象公文書を見分したところ、その記載内容は、いずれも所定の様式に従ったものであることを確認した。その結果、本件対象公文書について、本件非開示情報を区分して除くと、開示される部分に記録されている情報は、公表されている様式部分のみとなるため、本件開示請求の趣旨に照らせば、様式部分のみを開示することは開示請求の趣旨に沿わないものであると認められる。

したがって、条例8条1項に規定する一部開示を行うことを要しないものと解される。

以上のことから、本件対象公文書は非開示が妥当である。

オ 本件請求文書の不存在の妥当性について

実施機関の説明によれば、実施機関において存在が確認できなかった本件請求文書については、対象となる職員の新規採用時配属局で保管されている可能性を考え、該当局において検索したところ、一部の文書が存在しないことを確認したため、存

在しない文書については、非開示の決定を行ったとのことである。

さらに、審査請求書を受けた後、改めて対象者の新規採用時配属局において探索を行ったが、対象者27名のうち、6名については、本件請求文書の存在及びその廃棄が確認できなかつたと説明する。

審査会が事務局をして実施機関における文書探索の状況を確認させたところ、本件請求文書が存在しない職員6名のうち、3名の新規採用時配属局は現時点で存在しないため、実施機関は該当局の事業を引き継いだ現存の局に文書の探索を依頼したが、本件請求文書の存在は確認できなかつたとのことである。

また、残り3名の新規採用時配属局は、現存する同一局で、過去に組織改正も行っていないため、当該局には再度徹底的に文書を探索するよう依頼し、当該局では保管委託をしている書類を全て取り寄せて確認するなど、可能な限りの探索を行ったが、本件請求文書の存在は確認できなかつたとのことである。

これらを踏まえると、実施機関は探索すべき範囲は探索し尽くした結果、本件請求文書の存在は確認できなかつたと認められる。

人事記録規則で定められた「職員の離職後10年」という保存期間を経過する前の文書が存在しないことについては、審査会が直ちに首肯し得るものではないが、条例に基づく開示請求に対する開示・非開示等の決定は、その対象となった実施機関の保有に係る公文書について、条例に定める非開示要件（存否応答拒否を含む。）の該当性を判断して行うこととされている。

したがって、実施機関が本件請求文書を現に保有していない以上、これを開示することはできないのであるから、実施機関が本件開示請求に対し、本件請求文書の不存在を理由として非開示とした決定は、妥当であると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、人事記録規則で定められた保存期間が経過していないにもかかわらず、本件請求文書が存在せず、廃棄されたかどうか不明であるという状況は、極めて不適切であり、甚だ遺憾である。

情報公開は、定められたルールに従った適正な公文書管理が行われることを当然の前提としており、それがなければ、条例の適切かつ円滑な運用、ひいては条例の目的であ

る公正で透明な行政の推進も成り立たない。

　　今後は、実施機関において情報公開制度の本旨に鑑み、開かれた都政の実現のためにも、適正な公文書管理の徹底に取り組むことを強く望むものである。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも